
市町議会の在り方に関する研究会 【報告・提言】

—自治体議会の明日に向かって—

平成28年4月

三重県地方自治研究センター

【報告・提言】の公表に当たって

三重県地方自治研究センター「市町議会の在り方に関する研究会」は、平成27年5月から1年の短い期間でしたが、三重県内の市町議会のこれまでの改革状況や現状・課題等を踏まえ、今後の自治体議会の在り方に関して様々な立場から鋭意検討を続けてきました。このたび、その研究会での議論の成果を取りまとめ、今後の市町議会の在り方に関する提言を公表することになりました。

周知のように、現在の自治体議会は、議員定数や議員報酬の削減の問題、また、政務活動費の不適切な使用等をめぐり、住民からは非常に厳しい批判がなされている現状がありますが、三重県内では、全国トップレベルの議会改革の実績を挙げている四日市市議会など、幾つかの市町議会では先進的な改革が行われています。

しかしながら、住民の視点からみれば、まだまだ県内の市町議会も、議会の情報公開が十分ではなく、議会運営の透明化や議会からの政策提案等の面では改善の余地が多々あるのではないかと指摘されています。

改革は、そのことによって得られるものと、失う虞れがあるものとの重さは余り変わらないのではないかと認識も必要であり、積み上げてきたものの本質的な理念を鋭く見据えながら取り組む必要があると思います。もちろん真の改革は、単なる切り捨てにならない視点が必要であることは論をまたないところと思います。

二元代表制に迫るならば、住民にとってどの会派が、誰が一番良い政策の提案ができるか。「数の論理」から「理の論理」を目指そうとするのが地方自治体議会ではないかとの思いを強くするところです。

この考え方は、三重県議会や伊賀市議会が全国の都道府県議会や市議会に先駆けて議会基本条例を制定してから十年が経ようとしている今日の自治体議会改革にも当てはまるものであり、また、今回公表したこの【報告・提言】の内容は、副題に「自治体議会の明日を目指して」とあるように、今後の全国の自治体議会の改革の一つの方向性を示唆したものと捉えていただければ幸いです。全国の多くの自治体議会がこの【報告・提言】が活用され、実践されることを期待しています。

最後になりましたが、終始熱心に議論していただいた委員の皆様には、心から感謝申し上げます。

平成28年4月

市町議会の在り方に関する研究会

座長 萩野 虔一（元三重県議会議長）

目 次

第1 基本的な考え方

- 1 「議会の劣化」に対する現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 自治体議会の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ① 自治体議会の役割・機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ② 市町議会議員に求められる役割・資質・・・・・・・・・・・・ 3

第2 現状と課題

- 1 議会の監視機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ① 予算に対する審議の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 通年議会制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 議会の政策形成機能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ① 議員間討議・自由討議の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ② 議会事務局の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ③ 外部専門的知見の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 議会への住民参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ① 参考人・公聴会制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 議場外での住民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③ 夜間議会・休日議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ④ 議会報告会の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 議員の処遇等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ① 議員定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ② 議員報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ③ 政務活動費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 議会改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ① 議会運営の「見える化」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ② 議長のリーダーシップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ③ 議会への女性参加と選挙制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ④ 議会基本条例の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3 提言

- 1 議会の監視・評価機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ① 通年制議会導入に向けた検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ② 予算・決算審議の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 2 議会の政策形成機能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ① 政策形成機能を発揮するための環境整備・・・・・・・・・・ 17
 - ② 外部の専門的知見の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ③ 住民の政策提言を活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ④ 議決事件の積極的な追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 3 議会への住民参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ① 議会から住民への積極的な情報発信・情報共有・・・・・ 18
 - ② 議会活動の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 4 議員の処遇等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ① 議員定数・議員報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ② 政務活動費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ③ 議員年金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 5 議会改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ① 議会基本条例制定に向けた議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ② 議会基本条例制定後の検証とその評価・・・・・・・・・・ 21
 - ③ 議会事務局の支援機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ④ 議会事務局職員の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4 「市町議会の在り方に関する研究会」

- 1 開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 委員の名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 開催日及び研究会議題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (参考) 県内市町議会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第1 基本的な考え方

1 「議会の劣化」に対する現状認識

我が国は人口減少局面に突入しており、現状が続けば、2060年（約50年後）には人口が約8,700万人と現在の3分の2の規模にまで減少するとともに、65歳以上の高齢者比率は4割に達することが見込まれるなど、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、地方自治体は、これらの厳しい課題に対し、地域の実情を踏まえ、的確に対応していくことが求められていることは、異論のないところであろう。

そうした中で自治体議会に関する制度については、平成11年のいわゆる地方分権一括法以降、議員定数の条例化・委員会の議案提出権・議決事件の範囲の拡大・通年会期制度の導入など、議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が重ねて行われてきているのが現状である。

このような状況に対して、各自治体議会においては、議会活性化に向けた主体的な取組が進められている一方で、現状の自治体議会の在り方については、一部の町村議会などにおいて、無投票当選の割合が増加する傾向にあるなど、議員の成り手不足が深刻な問題になっている。また、地方選挙の投票率が低下するとともに、自治体議会に対する住民の関心が大きく低下してきており、政務活動費の使途の問題等により、議員の資質等に注目が集まり、議会の在り方が厳しく問われていることなど、自治体議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな問題となっている。

いわゆる「議会の劣化」が厳しく指摘される現状となっていることを議会人は深く認識し、議会全体の力を結集して、真の二元代表制の実現に向けて、また、住民の信頼確保に向けてさらに一層の議会改革に取り組むべきである。

なお、「議会の劣化」に対する危機感を共有することは、議会関係者の間だけではなく、執行機関や住民との間においても重要である。

2 自治体議会の在り方

① 自治体議会の役割・機能

憲法第 93 条は、住民の直接公選による議員で構成される議会を「議事機関」として設置する旨規定していることから、自治体議会は、住民の代表機関であり、議決機関であるとされている。したがって、合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに「民意を反映」できるかが大きな課題とされる。

また憲法第 93 条 2 項は、地方公共団体の統治構造について、国のそれとは異なって、基本的に、議事機関である議会及び執行機関である知事・市長などが、住民による直接選挙を通して住民の意思を反映するしくみ—いわゆる「二元代表制」—をとることを要求している。

もともと、このような「二元代表制」を採っているにもかかわらず、地方自治法は、地方自治体の長、つまり首長にかなり強い権限を認める一方で、議会の権限は限定的に列挙するやり方をとっている。

このような地方自治法の基本的な構図は、議会制度に関して細かい点では多くの改正が行われてきたが、大きくはほとんど変わっていないことに注意する必要がある。

地方自治法においては、議決機関としての議会の権能に関する規定は、議決権（第 96 条）が最も基本的であり、本質的なものとされる。条例の制定改廃や予算の議決などである。議決事件については、議決によって自治体意思が決定されるものであるから、議会の権能としては、まず、団体意思の決定機能が挙げられる。

また、議会は、長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能を担う。これは、それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が、相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくものとされる。地方自治法においては、議会は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能であると位置づけられる。

さらに、議会は、議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担うとされる。具体的には、議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予

算の議決権等が規定され、これらは政策形成機能に資する権能であるとされる。議会の審議における政策提案等も行われているが、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められている。

なお、議会の議決事件の範囲については、地方自治法第 96 条 1 項に規定された項目の他、同条 2 項の規定による議決事件の追加が可能であり、多くの自治体議会では、議会基本条例等に規定することによって議決事件の範囲の拡大を図っている。

② 市町議会議員に求められる役割・資質

自治体議会の議員については、憲法第 93 条 2 項において、住民の直接選挙によるのみ定められ、「代表」についての明確な規定がないが、各自治体議会においては、議会基本条例等を制定し、「住民の代表」「住民全体の利益」等について規定する例が見られる。

また、自治体議会については、多様な層の幅広い住民が議員として議会に参加すべきであるとの意見が多いが、これは、住民自治の充実の観点から、地域の多様な住民意思を自治体議会に可能な限り公正かつ忠実に反映させるという社会学的代表の考え方を重視するものと捉えることもできるとの指摘もある。

議員に求められる資質として、「専門性」があるが、これは特定の分野に関する高い専門的知見を有しているという意味の他に、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・立案を行うことや、合議体の議会において、意見集約し、合意を得るための調整能力等も専門性に含める考え方もある。

このような専門性は、議会として有していればよいという考え方もあるが、監視機能や政策形成機能等の議会機能を一層発揮していくためには、議会として、議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行うとともに、公聴会や参考人制度等の活用を図りながら、議会の専門性を高めていくべきである。

第2 現状と課題

1 議会の監視機能の強化

① 予算に対する審議の充実

予算に対する議会の議決権は、議会に課せられた重要な権限であるが、予算に関する議決の中で、議会は予算の増額を議決できないのではないかとの誤解がある。地方自治法は、確かに議会が予算の趣旨を損なう増額補正はできないと規定しているが、このため、議会は、首長の予算提出権を侵害することを恐れ、増額補正はできないものとして決めている感がある。「予算の趣旨を損なう」かどうかの見極めは、議会と首長が協議の上決定すればよく、頭から増額修正はできないと決めずに、住民意思の反映のためには、増額修正も視野に入れて予算審議を十分に行う必要がある。

予算の執行権は首長に属するが、議会に係る予算、すなわち議会費の執行権は、議長に付与すべきで、現状のように、議会予算を首長が管理するシステムは改めるべきだとの意見もあり、議会は、もっと予算の在り方に関与すべきである。

また、当初予算の審議に際しては、各常任委員会に分割付託している議会もあるが、予算議案は一つの議案であるので、議案不可分の原則により分割付託せずに、例えば三重県議会のように、予算決算常任委員会を設置し、部門別常任委員会はその分科会として詳細に審議し、本委員会では全議員が予算議案全体の審議に関与すること、同時に、決算委員会での審議の結果を翌年の当初予算に反映できるような議会運営の在り方を検討すべきである。

なお、予算の審議においても、参考人や公聴会制度の運用も図るようすべしであり、住民にとっても最も影響のある予算の審議に、どうやって住民意見を反映すべきか考えるべきである。

一般に現状では、議会が予算にかかる審議時間が少なく、通年議会制度の運用も考慮しながら、十分な審議時間を確保すべきである。

② 通年議会制度について

自治体議会の会期については、定例会の回数は条例で定めて、会期は毎会期の初めに議決で決めていたが、平成 24 年に地方自治法が一部改正され、定例会・臨時会の区分はなく、会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する通年の会期の新制度が選択できるようになった。

総務省の資料（平成 24 年 4 月現在）では、従来からの定例会を条例で年 1 回と定めて通年会期を採用している自治体は、三重県議会や四日市市議会など 2 県 12 市 19 町村あり、また、新制度の地方自治法第 102 条の 2 による通年会期を採用している自治体数は、1 県 3 市 11 町村で、鳥羽市議会は、同年 5 月から新制度による通年会期を採用している。

また、全国町村議会議長会の調査（平成 28 年 2 月公表）では、地方自治法第 102 条の 2 による通年の会期制を採用しているのは 14 町村、同法第 102 条第 2 項の条例で定める招集回数の運用により実施しているのは 31 町村、計 45 町村で会期の通年制を採用している。

通年議会制になると、年中本会議が開かれ、議会活動に拘束されるのではという誤解を持つ議員がいるようである。しかし、通年制を導入しているほとんどの議会は、本会議を定例で開く月を定めており、それ以外の期間では必要に応じて本会議を開く仕組みをとっている。

このため、通年制を採用した場合には、首長の議会招集権を形骸化させ、専決処分を極力少なくさせることになるので、議会活動の活性化の新たな転機となるだけでなく、議会の主導性を高めることに大きく寄与できるとの意見もある。

なお、通年議会制は、執行機関側の答弁等の準備など事務的負担が増えることに繋がるため、執行機関側からの徹底した反対意見も予想でき、また、会期日数の増加は、議会事務局の負担増にもつながるため、議会及び議員を支える議会事務局への配慮も必要である。

【参考文献：駒林良則「通年議会への期待と課題」（議会改革白書 2012 年版・(株)生活社）】

2 議会の政策形成機能の向上

① 議員間討議・自由討議の活用

自治体議会が新しい政策条例を作成することは、現状ではあまり多くない。議員提案による新規の政策条例の提出は、全国市議会議長会の調査資料によると平成26年中では、71市104件であり、このうち修正も含めて可決成立したのは半数の52件となっている。ほとんどの政策条例は首長提案であり、自治体議会の立法機能は機能していないと言える。

この立法機能を始め議会の政策形成機能をさらに高めるためには、まず議員間で政策論議を行う必要がある。いわゆる議員間討議、自由討議は、議会の政策形成機能を高めるためには是非活用すべきである。例えば、伊賀市議会基本条例では、第5章で「自由討議の保障」を規定し、第12条では「政策討論会」を開催することを規定し、庁舎跡地の利活用について政策討論を行っており、全国的には、大分市議会「議員政策研究会」、大津市議会「政策検討会議」などの事例がある。

② 議会事務局の充実強化

議会が立法機能を十分に発揮できないことには、幾つかの原因が考えられ、その一つには議会をサポートする議会事務局体制が十分でないことが挙げられる。これは、法的には議長に議会事務局職員の任免権があるが、現実には、首長が事務局の人事権を持っており、肝心の議長や議会関係者もそれが当然のごとく考えている現況がある。

県内町議会の事務局をみても職員数は、2～4人であり、二代表制の下、執行機関に政策提案・提言していくためには絶対数が不足しており、これは議会側から改善の提案をしていかないと一向に改まらない。またこのうち監査委員事務局職員との併任職員もあるが、執行機関が任命権者である職員との併任は改めるべきである。

また、議会事務局体制の充実強化については、議会基本条例で規定している議会がほとんどであるが、実践されていないのではないか。議会事務局の強化策について、議長がリーダーシップを発揮して、職員数の増強や非常勤職員の採用（専門的知見を有する者、退職者の再任用等）を首長に提言し、喫緊に事務局強化を図る必要がある。

なお、地方自治法上は町村議会も含めて全ての自治体議会には議会図書室が必置となっているが、十分に整備されていない議会が多いし、このことを何とも思わない議会関係者も多いようである。議員の政策形成機能のサポートの面から、議会図書室機能の強化は喫緊の課題であると言える。例えば、県内市議会においては、鳥羽市議会の議会図書室の充実策は高く評価されていて、市立図書館や県立図書館との連携策も講じられているのが特徴である。

③ 外部専門的知見の活用

議会事務局は、そもそもその職員数が十分ではなく、議会の立法機能を補佐すべき法制担当職員が議会事務局に専任している状況は稀である。したがって、議会の立法機能、政策形成機能を発揮するための方策として、地方自治法第 100 条の 2 に規定されているような外部専門的知見の活用は図られるべきである。

全国の市議会においては、平成 26 年中に専門的知見の活用の事例は、わずか 7 市 7 件のみしか報告されていないが、もっと活用を図ることを検討してもいいのではないか。

また、地方自治法第 100 条の 2 を直接の根拠とはしていないが、三重県議会では、議会基本条例に「議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。」と規定して活用の途を拓いている。

例えば、東京都議会では弁護士を非常勤職員として採用しており、また流山市議会では、併任ではあるが弁護士を議会事務局職員として配置し、議会事務局の法制機能を向上させようとしている。

さらに、議会は、政策立案能力の向上のため、大学の研究者等と連携するなど方策もある。例えば、四日市市議会では、四日市大学と議会モニター等に関わるなど連携策を取っているが、全国的には大津市議会では、同志社大学・立命館大学・龍谷大学とパートナーシップ協定を、また、北海道芽室町議会では、北海道大学公共政策大学院と包括連携協定を締結している。その他、会津若松市議会・八尾市議会・さいたま市議会・茨木市議会・陸前高田市議会などは、大学と連携し、学識経験者から適宜、指導助言を受けるといった協定を結んでいる。このような外部専門的知見の活用は、積極的に図っていく議会の、議員の意識改革が必要である。

3 議会への住民参加の促進

① 参考人・公聴会制度の活用

議会は、いかに民意を反映できるかが重要な役割・課題であり、その議会機能をより一層発揮していくためには、一つには議会への住民参加の充実を図り、多様な民意を議会における審議・議決に反映していくことが求められる。

このため、議会の政策決定過程への住民参加として、地方自治法では公聴会・参考人制度等が規定されている。議案、請願等の審査を行う委員会レベルでの住民参加だけでなく、本会議においても積極的な活用を図るべきである。なお、全国市議会議長会の調査では、平成26年中に本会議で公聴会・参考人招致の事例はなく、常任委員会では公聴会開催2件・参考人招致512件、特別委員会では公聴会開催3件・参考人招致148件となっている。

公聴会については、重要案件の審査を周到に行うため、「真に利害関係者を有する者又は学識経験者等」から意見を聴くために開催されるものとされ、参考人制度は、委員会の審議の充実を図るため利害関係人、学識経験者等の出頭を求め、意見を聴取するものであるとされており、いずれも審議に資するため民意を聴取する方法として設けられている。

ただし、公聴会や参考人制度は、意見を聴取することができるにとどまるが、例えば、大田原市議会の常任委員会における「市民5分間演説制度」や愛知県蟹江町議会基本条例の「町民議会演説制度」など、より積極的に住民に発言させる仕組みも活用すべきである。

② 議場外での住民参加

最近の自治体議会基本条例においては、議会報告会の実施を規定するところが多くあるが、議員個人や会派単独ではなく、合議体の議会として、条例・予算など議決事項やその他議会活動について、住民への報告や議会と住民との意見交換を実施する取組が広がっている。

この場合、単に住民の多様な意見の把握に資する取組と捉えずに、住民ニーズをつかんだ上で、そのニーズにあった政策提言の型に仕上げるなど、自治体の政策形成に関与していくことが議会の役割であると意識すべきである。

③ 夜間議会・休日議会

住民を代表する自治体議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう夜間・休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきではないかとの意見がある。

また、制度面では、勤労者が在職しながら議員に立候補でき、議員として活動することができるような環境の整備も検討すべき課題であるとの意見もある。

現状では、夜間議会を実施しているのは、市区議会で2議会、町村議会で18議会、また、休日議会は、市区議会で19議会、町村議会で31議会程度であり、近年は減少傾向にあり、あまり活用されていない。

県内自治体議会では、どこも実施されていないが、夜間議会・休日議会を開催する意義としては、議員が兼業でもできるためか、傍聴者を増やすためかは意見が分かれるところであるが、住民にとっては仕事や学業のため、議会の傍聴に行きたくても行けないという声は多く、全部ではなくても要所要所で、夜間議会か休日議会の開催してみてもどうか、また、住民に関心を持ってもらうためには、あらゆる手段を講じるべきだという意見もある。

④ 議会報告会の活用

住民が議会に直接民意を表明できる貴重な場として、議会報告会等を開催する議会が増えている。議会基本条例でその開催を義務付ける議会もあり、全国の市議会レベルでは、半数近くの市議会で開催されている。県内市議会では、四日市市議会、伊賀市議会、鳥羽市議会、鈴鹿市議会などが積極的に取り組んでいるが、いずれも議会からの報告だけでなく、市民との意見交換会も併せて開催している。

また、議会報告会には幾つかの課題もあり、開催するが参加者数が減少傾向であることや、その参加者の属性に偏りが見られることはよく指摘されている点である。今後は、議会報告会の開催する意義を改めて認識し、議会として、どのようにすれば住民意思の把握、反映に繋がるか、その効果的な運営方法に留意して活用を図っていくべきである。

4 議員の処遇等

① 議員定数について

議員定数については、従来は人口規模で決まっていたが、今日ではそれぞれの自治体が、自らの責任で決めることになったので、議会が住民自治の制度・運営の中で住民とともに議論していく必要がある。

一般に、住民の多くは定数の削減を求めるのが通例であり、一方で定数削減を議会改革の主要項目としている自治体議会もある。しかし、定数を削減した結果、議会の監視機能や政策立案機能が弱まり、地域社会の発展にマイナスになる可能性も否定できない。自治体議会には一定規模の議員数を維持し、優秀な議会人の確保が要請される。議員定数に関しては、自治体議会は、これまで以上に注力して適正規模を模索する議論を続けて行く必要がある。

県内市議会の議員定数の状況は、最多が津市議会（人口 30 万人程度）の 36 人、最少が尾鷲市議会（同 2 万人弱）の 13 人で、全国市議会の平均は 24.4 人（平成 26 年末時点）である。

また、町議会においては、最多は菰野町議会（同 4 万 1 千人）の 18 人、最少は木曾岬町議会（同 7 千人弱）の 8 人で、全国町村議会の平均は 12.4 人（平成 26 年 7 月 1 日時点）である。

なお、「議員定数を半分にして、報酬を増額（例えば 2 倍に）すれば」との議論があるが、これは議会費を一定にした財政面からの議論であり、本来議会は、地域民主主義の実現であるから、住民自治をどのように創り出すかということから出発しなければならない。従って、議員定数・議員報酬を議論する場合も、住民自治を充実させるための条件として議論すべきで、行政改革の論理で議会改革を考えてはいけなし、議員定数と議員報酬は別の論理で考えるべきである。

さらに、現在の議員のためだけでなく、多くの住民が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考えるべきで、持続的な地域民主主義の条件として考える必要がある。

② 議員報酬について

議員報酬については、議員一人当たりの平均報酬月額は、都道府県議会 79 万 1 千円、指定都市以外の市議会 40 万 2 千円、町村議会 21 万円（平成 25 年度）となっている。

県内市議会についてみれば、最高は四日市市議会の 58 万 9 千円、最低は尾鷲市議会の 32 万 1 千円である。県内町議会では、最高は菰野町議会の 30 万円、最低が大台町の 17 万 7 千円とかなり差がある。

この点については、町村議会においては、兼業議員が約 8 割を占めているが、議員報酬が低く、意欲のある若者が専業議員として参画できない状況があるのではないかという指摘があるとともに、政務活動費が交付されていない議会が多いことにも留意する必要がある。

また、議員報酬の額は、実際の議員の活動日数（時間）等との関連もあり、三重県議会議員は、知事と比較すると、知事 1 : 議員 0.71 という調査結果も報告されているが、一般に通年制議会を導入していない議会にあっては、議会の会期日数も少なく、首長・執行機関幹部職員の給与額に比して、議員報酬額は低い水準にあると言える。この点については、二元代表制の下、首長を監視し、政策提案・提言等を行っていくべき議会としては、現行水準の議員報酬額で十分かどうか検討の余地はあり、議員の後継者不足の問題とも関連するのではないか。

なお、議員報酬を巡っては全国的には厳しい住民の目があり、最近では議員報酬の減額を議決する議会も多いが、報酬額を増額した議会もあり、例えば、群馬県みなかみ町議会は、議会の役割拡大や若い世代を含めて議員になりやすい環境を整える等の理由により、月額 19 万円から 27 万円へと 42% も増額している例もある。

さらには、かなり柔軟な取組を行っている例もあり、長崎県小値賀町議会では、年齢によって議員報酬額を区分することにして、月額 18 万円の議員報酬を 50 歳以下に限り 30 万円に引き上げた議会もある。

このような取組が考えられる前提としては、特に町村議会においては、低い所得保障が続く限り、60 歳代以下の有為な人材は地方政界に飛び込めない。現在のような状況が続くと、自治体議会議員は、60 歳代・70 歳代が多数の高齢者の集まりになってしまう。議員報酬の改善の問題は、今後の自治体議会を見据えた視点が重要であり、若い世代の議員を必要としている。今後は、若い世代が議員を専業と捉える人々が増加することが望ましく、議員を職業にできるレベルにまで議員報酬を上げる必要がある。

この問題は、今後の自治体議会の在り方と深く関わる重要な問題であり、また、平成 23 年に合併に伴う市町村議会議員数の大幅減による財政悪化を理由に議員年金制度が廃止されたが、若い有為な人材を幅広く議員として確保していく上でも、議員年金に代わるべき適切な制度が構築されるべきだとの意見も主張されている。

このように、議員報酬の問題は、議員定数の問題と同様に議員全体の処遇の問題であり、これは住民自治の問題として捉え、議会議員だけでなく、例えば附属機関や調査機関などを設置して第三者機関に検討を委ねることも必要であり、住民と共に考えて行かなくてはならない「自治の問題」の根幹である。

③ 政務活動費について

政務活動費については、県内市議会においては、大半の市議会で交付されているが、町議会においては、東員町・菰野町・朝日町・川越町・大台町・紀北町の 6 議会に留まっており、交付月額も菰野町議会の 3 万円が最高で、大台町議会が 2 万円の他は 1 万円と少額である。(平成 27 年度)

この政務活動費については、本来「議員の調査研究等」に資するために交付されるものであり、議会が執行機関から提案される政策等を検証評価し、また、議会からの政策提案・提言等を行うためには必要不可欠なものであるが、三重県議会の月額 33 万円と比較するとかなり低額であり、厳しい財政状況を考慮したとしても増額について検討すべきではないか。二元代表制の下、議会が首長と政策競争を行い、自治体の政策の質を向上させて住民福祉の増進を図っていくためにも、政務活動費を有効に活用すべきである。

ただし、政務活動費は必要ないという議員もいる。現行の議員報酬だけで十分であるとの考えであるが、政策立案・政策提言等がほとんどなされていない現状からは、多くの政務活動費を交付されても、調査研究のために適切に使用できない場合も想定できる。このような場合には、全額前渡し制度を改め、実際に適切に使用したと認める場合に限り、領収書の提出・審査を経て事後に交付するような運用をすべきである。

なお、議長は、政務活動費については、「その使途の透明性の確保に努めるものとする」と地方自治法で規定されたことから、議長の指示の下、議会事務局の責任・役割が拡大された点に留意が必要である。今後は、より一層厳しくチェックする体制を確立する必要がある。

5 議会改革の推進

① 議会運営の「見える化」

自治体議会が政策立案機能や監視機能を果たしていないと住民から批判を受けるのは、議会の審議過程・政策決定過程が不透明であることに起因している場合が多い。議員間で十分な討議を行い、参考人・公聴会制度を活用して住民等からの意見を聴き、その上で議会としての意思決定を行うのが理想であるが、このプロセスが機能不全という見方が強く指摘されている。

例えば、議会審議過程の不透明さについては、議会と執行機関との間で議案提出前に意見の調整や素案の修正がなされた上で議会に上程されたり、審議過程で出された意見への対応について、舞台裏の非公式の協議・調整の中で行われている事例もあり、本会議や委員会等の公式の場では、実質審議の終わった形式的議論の場に過ぎない状況があり、こうしたことから議会の形骸化が批判されているのではないかと。

このため、議会としては、徹底した議会審議の透明性を高めることや、意思決定過程の明確化、最終的な議会の判断の根拠を住民に対してより明確に説明する責任がある。

また、議会における一般質問等を行う場合にも、質問を行う議員と答弁する首長以下執行機関との事前のスリ合わせは、必要最低限の質問趣旨の確認に留めて、議会の質問本番ではシナリオどおり淡々と読み上げることを最善とするといった従来からの慣習を改めることも必要である。この点については、大台町が議会基本条例で、「町長等は、質問議員に対して事前に答弁内容を示すように努める。」として討議の充実を図っている点は注目される。

② 議長のリーダーシップ

地方自治体の首長の任期は4年であり、実際は再選や3選されたりして、住民の認知度は、議会議員に比べて格段に高いが、議長の任期は、法定上は議員任期によるため4年であるが、現状は1年か2年で交代する場合が多い。

そうすると自治体において、議会と首長が対等の立場で役割や権限を行使し、自治体の政策形成過程に関与して行こうとするなら、議長が大きなリーダーシップを発揮する必要があることから、議長の短期交代は見直す必要がある。県内市町議会においては、菰野町議会が4年であるが、大半が1年か2年での交代での運用であり、議長が議事機関の長としての役割を発揮できるような体制に変革する必要がある。

例えば、議会の人事権や予算権への関与が十分にできていない事などへの対応も含め、議長のリーダーシップが十分に発揮される議会の体制づくりも必要ではないか。

③ 議会への女性参加と選挙制度

全国の1800弱の市区町村議会のうち、女性議員が一人もない「女性ゼロ議会」が約2割を占めている。このため、地方の人口減少や若い女性の都市部への流出が課題となる中、身近な政策を決める自治体議会の五つに一つは女性不在という現状に、女性の政治参加を促す仕組みの構築を求める声が挙がっている。

全ての議会に女性がいるのは栃木県と大阪府であり、三重県は女性ゼロ議会が3議会(10.3%)だった。なお、女性ゼロ議会が半数を超えている県もあり、女性の政治参加は地域差が大きいとも言える。

(2015年6月末時点)

また、意思決定の場に女性と男性がバランスよく参画することは望ましいことではあるが、女性議員の増加に関しての方策については、いろいろな課題があり、具体策は実施されていない。

なお、我が国の自治体議会制度を変えるためには、選挙制度を見直すことも主張されており、例えば、男女同数の議員を確保するために、フランスの地方議会の選挙で実施されているように男女ペアの立候補制度を導入することや、公職選挙法を改正して議員定数の中で女性の人数を決めてしまうことなど、抜本的な見直しを検討してみてもどうかとの意見もある。

④ 議会基本条例の役割

最近の議会改革の流れの中では、多くの議会で「議会基本条例」が制定されているのが注目される。平成 27 年 9 月時点では、全国自治体議会の約 4 割に当たる 700 以上の議会において制定されているようである。（自治体議会改革フォーラムによる）

議会基本条例は、自治体の意思決定における議会の位置づけと役割を、自治のルールとして共有するものと捉えることができ、そこに議会基本条例制定の意義があると考えられる。

議会基本条例を自治の基本ルールとして共有するためには、その制定過程が重要となる。議会基本条例は、議員の理解と実践がなければ制定しただけで終わってしまうが、改革の成否は、議員の意識に多くを負うことになる。「機関としての議会」が機能するためには、その構成員たる議員が、議会基本条例の理念を等しく共有することが不可欠であるとされる。議員間の意識共有を図るためには、議会基本条例の制定過程において、できる限りの多くの議員が議論に参加し、全議員のコンセンサスを得て制定されることが望ましいとされる。

議会基本条例の登場は、これまでの自治体議会が首長に依存し、首長主導で運営されてきたことへの反省から出てきて、受け身の議会から脱却し、議会を活発な議論の場に変えることを目的にしたのが議会基本条例であるとも言われている。

全国的にみても、三重県議会は、2006 年に都道府県議会では全国初に、また市議会においては伊賀市議会が 2007 年にこれまた全国初に議会基本条例を制定している。

現在（平成 27 年末）、県内市議会においては、桑名・四日市・鈴鹿・亀山・伊賀・松阪・鳥羽・尾鷲市議会の 8 市議会で制定されており、また、町議会においては、制定されているのは大台町議会と南伊勢町議会だけで、13 町議会が未制定である。議会基本条例が議会改革に果たす役割を考えると、まだ制定されていない議会にあっては、制定しなくても制定することの意義についての議論をしてみることは有意義である。

第3 提言

1 議会の監視・評価機能の強化

① 通年議会制の導入に向けた検討

議会の監視機能の強化のためには、現行の会期制の見直しも必要である。首長以下執行機関が1年間を通じて活動している現況を監視する役割の議会が、年4回の定例会制で一定の会期中の監視機能だけで十分とは言えないのではないか。そうであるならば、執行機関が年間を通じて活動しているなら、議会も同様に通年会期によりその役割を果たしていくべきである。

したがって、多くの自治体議会にみられるように、政策提案・提言機能を十分には発揮していないような現行会期の議会のままで特に問題も無しとするのではなくて、十分な審議時間を確保するためにも、議会の監視機能の強化の面からも通年議会制の導入について検討し、柔軟な議会運営を志向すべきである。

② 予算・決算審議の充実

当初予算については、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調整方針、予算要求状況などの調査を行い、意見・提言等を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価に関与し、翌年度の市（町）政運営方針に繋げる活動を行うべきである。

また、予算・決算審議については、常任委員会にて分割付託を行うのではなく、例えば全議員（議長を除く。）で構成する予算・決算の常任（特別）委員会を設置して十分な審議時間を確保すべきである。

なお、予算委員会や本会議にて予算を審議する際には、参考人制度だけでなく公聴会制度の活用も検討すべきである。

2 議会の政策形成機能の向上

① 政策形成機能を発揮するための環境整備

自治体議会は、地方公共団体の立法機関としての機能を果たして政策形成機能を高めていくには、議員の意識改革が何より重要であるが、例えば議会基本条例に「議員政策研究会」や「政策検討会議」等の設置を規定して、議員間で政策をめぐる自由討議の機会を設けて議論し、政策条例や政策提言を行っていくべきである。

② 外部の専門的知見の活用

議会の立法機能の充実強化のためには、議員の政策立案活動への支援体制の強化が必要である。

三重県においても、議会の不足分野を補い、政策立案機能の向上に役立てるために、例えば三重大学、四日市大学、皇学館大学等と連携し、指導助言を受けるなど専門家の知見を今後は大いに活用すべきである。

③ 住民の政策提言を活用

議員の政策立案能力向上のための方策として、議会への住民参加を目的として、議員と住民が協働で政策作りを進めることも考えられる。例えば、長野県飯綱町議会では、「政策サポーター制度」を導入し、住民目線で政策提言等が行われているが、これは議員と住民が一緒になって政策研究会を設置し、相互に意見交換しながら住民のニーズに合った政策提言書を作成し、政策提言を行っている。このような住民意見を活用した政策提言の方策も検討すべきである。

④ 議決事件の積極的な追加

地方自治法第 96 条第 2 項においては、議会の議決事項を追加して議会の政策決定事項を増強できるが、地方公共団体の総合計画や地方創生計画など当該団体の将来方向を決定づける重要事項は、例えば議会基本条例等の条例により議決事項とすべきで、議会が積極的にその計画策定の段階から関与すべきである。

3 議会への住民参加の促進

① 議会から住民への積極的な情報発信・情報共有

議会から議会情報を住民に提供することは、議員は選挙によって住民から選出されている以上当然の義務と考えるべきで、議会便りなどの紙情報とともにホームページ等を通じて議会活動全般について積極的に情報発信すべきである。特に、最近では住民の関心の高い政務活動費に関しては、議会のホームページで項目すら掲げていない議会もあり、収支報告書・領収書等の公開はもとより、使用の手引きなど内部規程もできる限り住民に公表し、住民と情報共有を図るべきである。

② 議会活動の評価

最近では、議会基本条例に議会の評価に関する規定を設ける議会が増えてきているが、議会活動に対する住民の信頼を確保するためには、議会から住民に提供する活動状況等の情報の客観性・第三者性を高める必要がある。そのためには、例えば議会基本条例に、議会活動に対する評価の仕組み・システム等を規定し、提供する情報の質を向上させることが有効であると言われている。

また、議会活動の評価に当たっては、例えば北海道福島町議会で実践されているように、議会基本条例の規定に基づき一定の基準・目標設定の下で議会活動を自己評価し、評価書を公表するとともに、議会が設置した第三者機関による評価も活用すべきである。その場合には、議会活動が住民福祉の向上にどれだけ貢献したかなど、住民の視点による評価が重要である。

4 議員の処遇等

① 議員定数・議員報酬について

議員定数・議員報酬については、今後の自治の在り方から考える必要があり、住民とともに歩む議会運営に心がけるならば、議会として、今後の議会・議員の在り方を踏まえ、住民から不満の多い議員定数・議員報酬の根拠を住民に説明する責任がある。

また、議員定数と議員報酬の関係は、本来は無関係であり、議員定数を半減して、議員報酬を2倍にするといった議論は、あくまで自治体内部の予算上議会費を一定にすればという議会内部の論理に過ぎない。行政改革の論理で議員定数の削減を考えてはいけない。

議員定数や議員報酬に定説がある訳ではないが、どのような定数・報酬にするかは「自治の問題」であり、住民と共に議論し、各自治体で決定しなければならない。その場合には、例えば議会に第三者機関を設けて議論するなどの客観性も必要であり、決して議会だけ、議員だけで決定してはいけない。定数や報酬の問題を住民と共に考える議会が、住民からも信頼されることになる。

② 政務活動費について

三重県議会の政務活動費の交付額に比して県内市町議会の交付額が、調査研究を行い市町長に政策提言するなど政策立案機能を強化していくためには少ないのではないか。

また、政務活動費が支給されていない町議会にあっては、政策立案・提言機能の強化のため、支給することを検討するとともに、使用した場合には、その自治体に還元されるべき成果を住民に説明できるようにすることが重要である。

なお、議長に用途の透明性の確保が努力義務付けられたこともあり、収支報告書等の受理に当たっては、議長や議会事務局職員のチェックが非常に重要となってくるので、例えば事務局職員を増強するなどしてチェック機能を更に強化すべきある。

さらに、将来に渡っては、議員の政務活動の支出をより一層、厳しくチェックする体制を確立する必要がある、兵庫県議会のように、学識経験者等で構成する第三者機関を設置することも有効な方策の一つではないかと考える。

最近では、議会の政務活動費の不適切な使用に関して住民等からの厳しい目があるが、自治体の公金から交付されていることもあり、その用途の「見える化」が要請される場所である。しかしながら、県内市議会においても、ホームページ等で「政務活動費」の項目すら掲げていない市議会もあり、また、項目はあるが肝心の「用途基準」や「用途の手引き」を住民がホームページからは見ることができない議会も見受けられる。

このような住民に対して議会情報を積極的に開示しない姿勢は改めるべきであり、政務活動費に関しては、より一層の情報公開・情報提供に留意すべきである。

③ 議員年金について

平成 23 年に財政悪化を主な理由として議員年金制度が廃止されたが、自治体議員は、首長とは異なり退職金制度もない現状では、有為な人材、特に若者を幅広く議員として確保し、議会力を強化していく上でも、議員年金制度に代わるべき住民に納得されるような適切な他の制度に再構築することが要請される。

5 議会改革の推進

① 議会基本条例制定に向けた議論

議会の方針や在り方等を明確に規定した議会基本条例を制定し、それに基づいて議会改革を実践して行く上で、住民の意見も入れてその検証や評価を行うことが有効である。

議会基本条例は制定しなくても議会改革は行えるとの意見があるが、議会基本条例という法規範に則り、住民に対して体系化された議会の在り方や議会改革の在り方を宣言し、議会活動や議会改革の「見える化」を図り実践していくことは、より議会の説明責任を果たす意味でも重要である。

そのためには、まだ議会基本条例を制定されていない議会にあっては、その制定に向けて議会内で徹底した議論が必要である。

② 議会基本条例制定後の検証とその評価

議会基本条例の制定後は、その条文で規定した議会活動・議員活動等について、規定したとおり実践されているかどうか、検証してみることが重要である。また、この場合においては、議員自身による自己評価や議会としての評価だけでなく、見直しについての機関設置を条文化して第三者（機関）による客観的評価も必要であり、評価後は住民に対して公表すべきである。

評価の結果、不十分な点、改善すべき点等については、速やかに条例改正するなどして、議会改革のレベルを一步一步向上させていく必要がある。

③ 議会事務局の支援機能の強化

議会事務局の独立性・専門性の確保のため、議会事務局の共同設置も考えられるが、一方、県と複数の市町が一部事務組合を設置して職員を採用し、研修後、その職員を共同した県・市町の議会事務局へ出向させ、議長が任免する等の方策も検討するべきである。

また、議会図書室機能の強化も重要であり、議員が政策立案等をするに当たって必要な書籍・資料や過去の議案等の審議に要した資料等の管理保存のため、さらに、パソコンやタブレットを支給する議会も増えており、議会資料のデータベース化を行い、議員からの調査・資料要求等に対応するため、司書等専任職員の確保に努めるべきである。

④ 議会事務局職員の意識改革

議会事務局に関して地方制度調査会の答申では、「専門的能力を有する職員の養成・確保のための方策を検討するなど、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るべきである。(28次答申)」、「議会の政策機能監視機能を補佐する体制が一層重要となる。政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献や資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化を図られるべきである。(29次答申)」等、現実的には答申は出されるだけで多くの自治体議会においては、議会事務局の状況は一向に変わっていないようである。

したがって、議会事務局改革については、その組織決定権を実質的には有する首長はじめ執行機関側はあまり積極的ではないのが現実である。議会事務局職員は、「議員が本気にならない以上、議会改革は難しい」と手を付けるのを止めるのではなくて、二元代表制の下で、議員と共に力を合わせて積極的に議会改革に取り組んでいくべきであり、真の議会改革が成果を挙げるためには、職員も議員とともに、住民の負託に応えるべき職務を全うするという意識をもつように、議会事務局職員の意識改革が極めて重要である。

なお、職員の意識改革のためには、具体的なアクションが必要であるが、例えば、『議会と議会事務局の車の両輪論』を基礎に、議会事務局改革を進めていくべきであるといった視点(※)も参考にすべきである。(※江藤俊昭『自治体議会学』(ぎょうせい)200頁参照。)

第4 「市町議会の在り方に関する研究会」

1 開催要綱

(平成27年5月18日現在)

第1 目的

自治体議会制度については、近年、議会の機能等を強化し、その自主性・自立性を高める制度改正が累次にわたって行われている。

また、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定権・自己責任が拡大されるに伴い、自治体議会に期待される役割は一層重要なものとなってくる。

その一方で、自治体議会の現状については、その果たすべき役割を十分に果たしていないのではないかなどの指摘が見られることから、自治体議会の抱える課題や各議会の取り組み事例等を踏まえて、今後の地方分権時代にふさわしい市町議会の在り方に関する研究会を開催する。

第2 名称

本研究会は、「市町議会の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

第3 構成

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

第5 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6 その他

研究会の事務は、三重県地方自治研究センターが行う。

2 委員の名簿

座長	萩野 虔一	(元県議会議員)
副座長	笹井 健司	(前県議会議員・元嬉野町長)
委員	池田 幸一	(元久居市長・元久居市議会議員)
	石川 雅己	(元桑名市市長公室長)
	板倉 操	(鈴鹿市議会議員)
	奥川 直人	(玉城町議会議員)
	北岡 勝征	(三重県地方自治研究センター理事長)
	駒林 良則	(立命館大学教授)
	竹井 道男	(前亀山市議会議員)
	田中 力	(松阪市議会議員・元議長)
	中山 正美	(元明和町助役)
	中山 美保	(市民)
	西塚 宗郎	(元県議会議員)
	西山 幸也	(大台町議会事務局長)
	西山 則夫	(伊勢市議会議員)
	松井真理子	(四日市大学教授)
	松田 正美	(桑名市議会議員)

3 開催日及び研究会議題

(1) 第1回 平成27年5月18日(月)

基調講演「これからの自治体議会の在り方について」

講師：駒林良則・立命館大学教授

研究会議題

① 座長選出

② 総務省「地方議会のあり方に関する研究会」報告書について

(2) 第2回 平成27年7月13日(月)

研究会議題

① 議員の成り手不足の解消について

② 夜間議会・休日議会の開催について

③ 女性議員を増やすための方策について

(3) 第3回 平成27年9月24日(木)

議会改革講演会「議会の自立、首長の自立」

講師：片山善博・慶応大学教授

研究会議題

① 議員定数・議員報酬について

② 議会制度・選挙制度について

③ 議会と首長の関係

④ 議会と住民の関係

(4) 第4回 平成27年12月1日(火)

研究会議題

- ① 議案審議の充実について（予算修正、議案修正、通年会期制）
- ② 住民の議会参画の拡大について（議会報告会、公聴会制度等）
- ③ 政務活動費の使途の透明性について

(5) 第5回 平成28年4月4日(月)

総括講演「市町議会の在り方について」

講師：江藤俊昭・山梨学院大学教授

研究会議題

- ① 【報告・提言】書の作成について
- ② その他

【参考文献】

- ① 総務省：地方議会に関する研究会『地方議会に関する研究会報告書』（平成27年3月）
- ② 全国市議会議長会：議会のあり方研究会『地方分権時代における議事機関としての役割を果たす議会のあり方について』[報告・提言]（平成27年6月）

(参考)

県内市町議会の状況

団体名	人口	議員定数	女性議員数	若年議員数	若年議員数	議長任期	議長報酬 月	議員報酬 月	政務活動費 年	基本条例制定	事務局職員数	その他
津市	282,821	36	6	8	4年	670千円	550千円	600千円	—	14	臨時職員1含む。	
四日市市	312,106	34	2	11	1年	691千円	589千円	840千円	2011年	19	再任用1、臨時2含む。	
伊勢市	130,338	28	2	3	1年	564千円	448千円	360千円	—	8		
松阪市	168,163	28	2	3	1年	558千円	440千円	300千円	2012年	10	アルバイト職員1含む。	
桑名市	142,544	26	5	5	1年	590千円	460千円	600千円	2011年	10	臨時的任用職員1含む。	
鈴鹿市	200,338	32	3	5	1年	613千円	485千円	600千円	2012年	10		
名張市	80,667	20	6	5	1年	583千円	460千円	480千円	—	8	臨時職員2含む。	
尾鷲市	19,321	13	1	1	1年	425千円	321千円	150千円	2013年	4		
亀山市	49,800	18	3	4	1年	495千円	390千円	240千円	2010年	7		
鳥羽市	20,181	14	1	2	2年	443千円	335千円	156千円	2010年	5	嘱託職員2含む。	
熊野市	18,068	14	2	3	1年	440千円	340千円	—	—	5		
いなべ市	46,074	20	5	3	1年	495千円	390千円	360千円	—	6		
志摩市	53,592	19	5	3	1年	470千円	370千円	120千円	—	6		
伊賀市	95,066	22	4	5	1年	530千円	423千円	240千円	2007年	7		
木曽岬町	6,499	8	0	1	1年	285千円	210千円	—	—	3		
東員町	25,621	14	3	0	1年	327千円	250千円	120千円	—	4		
菟野町	41,423	18	3	4	4年	400千円	300千円	360千円	—	4		
朝日町	10,431	11	0	3	2年	305千円	212千円	120千円	—	2		
川越町	14,870	12	2	0	2年	327千円	230千円	120千円	—	3		
多気町	15,150	13	2	0	2年	270千円	190千円	—	—	2		
明和町	23,136	14	3	2	2年	300千円	220千円	—	—	2		
大台町	9,934	13	1	1	2年	266千円	177千円	240千円	2013年	2		
玉城町	15,732	13	1	3	2年	280千円	195千円	—	—	3		
度会町	8,584	12	1	0	2年	276千円	193千円	—	—	2		
大紀町	9,468	14	1	1	1年	285千円	200千円	—	—	3		
南伊勢町	14,068	14	0	2	2年	275千円	190千円	—	2015年	3		
紀北町	17,416	16	2	1	1年	294千円	203千円	120千円	—	3		
御浜町	9,150	12	1	1	2年	275千円	200千円	—	—	2		
紀宝町	11,573	13	2	3	2年	255千円	195千円	—	—	2		

※三重県地方自治研究センター調べによる(調査時点は平成27年7月1日現在)。若年議員:50歳未満

自治体政策資料 No. 43

市町議会の在り方に関する研究会
【報告・提言】

—自治体議会の明日に向かって—

発行年月 2016年4月

発行所 三重県地方自治研究センター

市町議会の在り方に関する研究会

【報告・提言】

―自治体議会の明日に向かって―

平成二十八年四月

三重県地方自治研究センター